

発言取消要求書

2008年9月18日

山県市議会議長 藤根圓六 様

山県市議会議員 寺町知正

本2008年第3回定例会の9月16日の本会議の請願に関する質疑において、下記のとおり、地方自治法第132条に違反した発言があったので、私は、同法第129条に基づく関連部分の発言の取消を求める。

取消、訂正が会期中になされるべきことは言うまでもない。

記

第1 事実関係

1. 9月16日本会議における市長提出議案の質疑などが終了したことに続き、9月8日提出の請願の紹介議員としての私の趣旨説明、私に対する議員からの質疑が行われた。

2. 同請願にかかる質疑の3人目として、後藤議員が質問を行った。

地方自治法第132条は「議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と定めている。しかるに、同議員は、別紙のとおり、他人の私生活にわたる言論を行い、かつ、請願者らひいては紹介議員を誹謗中傷する意図の明白な言葉を発して質問を行った。

3. 申立人は、前項の発言内容に係る当事者であるところ、その発言趣旨と内容から侮辱を受けたと強く思料する。

第2 取消要求発言

前記のとおり、同議員の同発言は同法第132条に違背するから、議長は同法第129条に基づき、措置を構すべき義務がある。よって、前記に係る後藤議員の発言に対する措置を求める。

第3 本件申し立て認容の必要性

議員が議場で請願者たちを誹謗中傷することなど許されるはずはない。このようなことが放置されるなら、山県市議会が非民主的かつ非人道的であることが確定することになってしまう。

憲法はもちろん、地方自治法の趣旨に反し、会議規則等に反する発言は直ちに是正されねばならず、かつ、もって再発の防止の教訓とされねばならない。

よって、本件申し立てに係る当該発言の取消措置は不可欠なものである。

以 上

記

第1 事実関係と法令違反

1. 前書き

2008年9月16日に開催された山県市議会第3回定例会の本会議において請願第一号、「山県市議会の各種会議の法定化と透明化を求める請願」(紹介議員・寺町知正)の紹介議員の趣旨説明に対してなされた、後藤利てる議員の発言(質疑)は、以下のように、憲法第条16条、地方自治法第132条および第133条、山県市議会会議規則第132条3および第144条に違反している。

後藤利てる議員の「請願者は一度も委員会を傍聴していない」「一度も傍聴していないことをどう思うか」の趣旨の発言は、請願者に対する事実無根の誹謗中傷、差別的発言であり、他人の私生活にわたる言論であり、平穩に請願する権利を侵害している。

またこのような、請願趣旨および請願項目にほんらい無関係な発言が、ことさらに、山県市議会本会議の公開の場で、市民である請願者および紹介議員に対してなされたことは、議会の品位を汚すものである。

後藤利てる議員の発言は、請願自体を冒瀆するもので、山県市議会の市民に開かれた民主的な運営の実現を願って請願した請願者の願意をふみにじるものである。

請願者が傍聴していることを承知でなされた、副議長でもある議員からの、市民に対する傲慢な発言は、この間の、山県市議会の信用回復に努めるべき議員の行為とは思えない。

2. 憲法違反

後藤利てる議員の発言は、事実無根の誹謗をし、請願そのものを侮辱し、請願者の願意を踏みにじり、「平穩に請願する権利」を侵害し、差別待遇である。よって憲法第条16条違反である。

※ 憲法 (請願権)

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

3. 地方自治法違反

後藤利てる議員の発言は、請願者への侮辱であり、「他人の私生活にわたる言論」である。また、後藤利てる議員の「一度も傍聴していないことをどう思うか」の発言は、同時に、紹介者である議員をも侮辱している。よって、地方自治法 第132条および第133条違反である。

※ 地方自治法

第百三十二条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第百三十三条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

4. 山県市議会会議規則違反

後藤利てる議員の発言は、山県市議会会議規則第132条3「請願書の提出は、平穏になされなければならない。」に違反している。

後藤利てる議員の発言は、事実無根の請願者を誹謗中傷で、山県市民である請願者を侮辱したもので、請願項目とは本来無関係の発言を、ことさらに本会議においてしたことは、山県市議会会議規則第5章規律(品位の尊重)第144条「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」に違反している。

※ 山県市議会会議規則

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(請願書の記載事項等)

第132条

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(品位の尊重)

第144条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(懲罰動議の提出)

第153条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。

※ 地方自治法 第9節 紀 律

第129条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第130条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前2項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

第131条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

以上

処分要求書

2008年9月18日

山県市議会議長 藤根圓六 様

山県市議会議員 寺町知正

私は、本2008年第3回定例会の9月16日の本会議の請願に関する質疑において、下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条に基づき、当該議員の処分を要求する。

記

第1 事実関係

1. 9月16日本会議における市長提出議案の質疑などが終了したことに続き、9月8日提出の請願の紹介議員としての私の趣旨説明、私に対する議員からの質疑が行われた。

2. 同請願にかかる質疑の3人目として、後藤議員が質問を行った。

地方自治法第132条は「議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と定めている。しかるに、同議員は、他人の私生活にわたる言論を行い、かつ、請願者らひいては紹介議員を誹謗中傷する意図の明白な言葉を発して質問を行った(別紙・理由書)。

議長は議場の秩序保持の責務があるにもかかわらず、これをなんら制止し、もしくは注意喚起するなどせずに放置して質問の終了となった。

3. 申立人は、前項の発言内容に係る当事者であるところ、その発言趣旨と内容から侮辱を受けたと強く思料する。しかも、同議員の故意は著しい。

第2 本件申し立て認容の必要性

議員が議場で請願者人たちを誹謗中傷することなど許されるはずはない。このようなことが放置されるなら、山県市議会が非民主的かつ非人道的であることが確定することになってしまう。

地方自治法の趣旨に反し、会議規則等に反する発言は直ちに責任が明らかにされ、もって再発防止の教訓とされねばならない。

第3 被処分要求議員

後藤利てる議員

以 上

処分要求・理由書及び資料

2008年9月18日

山県市議会議長 藤根圓六 様

山県市議会議員 寺町知正

9月18日付け処分要求の理由を以下のとおり説明する。

記

第1 事実関係と法令違反

1. 前書き

2008年9月16日に開催された山県市議会第3回定例会の本会議において請願第一号、「山県市議会の各種会議の法定化と透明化を求める請願」（紹介議員・寺町知正）の紹介議員の趣旨説明に対してなされた、後藤利てる議員の発言（質疑）は、以下のように、憲法第16条、地方自治法第132条および第133条、山県市議会会議規則第132条3および第144条に違反している。

後藤利てる議員の「請願者は一度も委員会を傍聴していない」「一度も傍聴していないことをどう思うか」の趣旨の発言は、請願者に対する事実無根の誹謗中傷、差別的発言であり、他人の私生活にわたる言論であり、平穩に請願する権利を侵害している。

またこのような、請願趣旨および請願項目にほんらい無関係な発言が、ことさらに、山県市議会本会議の公開の場で、市民である請願者および紹介議員に対してなされたことは、議会の品位を汚すものである。

後藤利てる議員の発言は、請願自体を冒涇するもので、山県市議会の市民に開かれた民主的な運営の実現を願って請願した請願者の願意をふみにじるものである。

請願者が傍聴していることを承知でなされた、副議長でもある議員からの、市民に対する傲慢な発言は、この間の、山県市議会の信用回復に努めるべき議員の行為とは思えない。

2. 憲法違反

後藤利てる議員の発言は、事実無根の誹謗をし、請願そのものを侮辱し、請願者の願意を踏みにじり、「平穩に請願する権利」を侵害し、差別待遇である。よって憲法第16条違反である。

※ 憲法 （請願権）

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

3. 地方自治法違反

後藤利てる議員の発言は、請願者への侮辱であり、「他人の私生活にわたる言論」である。また、後藤利てる議員の「一度も傍聴していないことをどう思うか」の発言は、同時に、紹介者である議員をも侮辱している。よって、地方自治法 第132条および第133条違反である。

※ 地方自治法

第百三十二条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第百三十三条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

4. 山県市議会会議規則違反

後藤利てる議員の発言は、山県市議会会議規則第132条3「請願書の提出は、平穩になされなければならない。」に違反している。

後藤利てる議員の発言は、事実無根の請願者を誹謗中傷で、山県市民である請願者を侮辱したもので、請願項目とは本来無関係の発言を、ことさらに本会議においてしたことは、山県市議会会議規則第5章規律(品位の尊重)第144条「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」に違反している。

※ 山県市議会会議規則

(発言の取消し又は訂正) 第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(請願書の記載事項等) 第132条 3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

(品位の尊重) 第144条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(懲罰動議の提出) 第153条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

3 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。

※ 地方自治法 第9節 紀 律

第129条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第132条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第133条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

第134条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

2 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。 以上